

高情審答申第5号

平成24年9月27日

高松市長 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本 邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年6月11日付け高福障第346号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

高松市長（以下「実施機関」という。）が非公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

(1) 請求の内容

- ア 高松市手話奉仕員派遣決定・却下通知書（以下「派遣決定・却下通知書」という。）（平成23年7月12日付け高福障第506号。）に、行政不服審査法による不服申立てに係る教示や行政事件訴訟法による取消訴訟に係る教示を行っているが、当該各教示をした根拠の分かる一切の文書その他の資料
- イ 高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条は「障害者自立支援法第77条に規定する・・・」としているが、同法第77条では、「市町村は、・・・次に掲げる事業を行うものとする」と規定して、一定の事業を行

うことを原則とする建前を規定しているに過ぎないのに、国民に具体的な手話奉仕員派遣請求権を認めたものと解した根拠の分かる一切の文書その他の資料

ウ 上記イの実施要綱は、手話奉仕員派遣事業等を行うのに必要な実施細目を定めたに過ぎないのに、当該実施要綱により具体的な手話奉仕員派遣請求権が発生するとした根拠の分かる一切の文書その他の資料

エ 上記の実施要綱に基づく申請に対する処分についての行政手続法又は行政手続条例に規定する「審査基準」に当たる文書その他の資料

(2) 経過

平成24年5月9日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成24年5月23日：実施機関が非公開を決定

平成24年5月25日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部公開をする必要がある。

(2) 本件「非公開決定通知書」記載の「公開しない理由」は、本件条例に規定する非公開とできる理由には該当しない。派遣決定・却下通知書により、高松市（以下「市」という。）の公務員は、行政不服審査法による不服申立ての教示や行政事件訴訟法による取消訴訟の教示を行っていることから、当該行政文書に係る法的根拠を記載した文書が不存在とは考えられない。その他の請求についても同様である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

障害者自立支援法および障害者自立支援法施行規則では、手話通訳の派遣等の給付について、対象者の具体的要件、供与の具体的内容・範囲、供与を受けるための

手続等は定められていないことから、市においては実施要綱(以下「実施要綱」)を策定し事業を実施している。

本件請求に派遣決定・却下通知書には、行政不服審査法による不服申立に係る教示や行政事件訴訟法による取消訴訟に係る教示が記載されているが、通知書に教示を入れることとした経緯についての記録は残っていないことから、行政文書は不存在なので、非公開が相当である。

また、本件請求に係る根拠となる文書が実施要綱であると考えられる場合、当該文書は行政資料として閲覧できるため、行政文書公開請求の対象外となるので、非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件請求の対象となった手話奉仕員派遣事業は、障害者自立支援法第77条に規定する、市町村が行う地域生活支援事業の一つであるコミュニケーション支援事業として、市は、実施要綱に基づき手話奉仕員を有する高松市身体障害者協会（以下「協会」という。）に事業を委託し、意思疎通を図ることが困難な聴覚障がい者等に手話通訳者等の派遣を行っている。

協会は、市内に住所を有する聴覚障がい者等からの派遣申出を受付し、市へ申出内容を報告するとともに、市は、要綱に基づきその申出内容について派遣の適否を決定し、協会を通じて申出者に通知している。また、派遣が適当と認められる場合には、申出者の希望する日時、場所に手話通訳者等を派遣している。

異議申立人からの請求にかかる文書は、派遣決定・却下通知書に、行政不服審査法による不服申立に係る教示や行政事件訴訟法による取消訴訟に係る教示をしたこと、手話奉仕員派遣請求権を認めたものと解したこと、また当該実施要綱により具体的な手話奉仕員派遣請求権が発生することについて、それぞれの根拠を示す文書、および行政手続条例に規定する「審査基準」に当たる文書の請求であるが、異議申立人からの請求内容を斟酌すると、本件対象文書は、派遣決定・却下通知書の様式等を定める際の意味決定（形成）過程を記録した決裁などが考えられ、当審

査会において、これらの文書の存否について実施機関からの事情聴取を含めて審査を行ったところ、通知書に教示を入れることとした経緯が記録された決裁などの文書については、その存在を確認できず、また文書が存在しないことを覆すだけの証拠を見出すことができなかつたため、本件請求にかかる情報はそれ自体が作成されておらず、行政文書として存在しないと認められる。

また、実施機関が非公開とした理由のうち、実施要綱が本件請求に係る根拠となる文書と仮定し、行政資料であることを理由に非公開相当であるとした部分については、当審査会において実施要綱を見分したが、本件公開請求に係る情報が記載されている部分は確認できなかつた。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年6月11日 (高福障第346号)	諮問書受理
平成24年8月8日	実施機関からの非公開理由書を受理
平成24年8月27日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成24年9月27日	答申